

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」
の一部改正について

2026年3月16日
一般社団法人 日本STO協会

1. 改正の趣旨

電子記録移転権利の私募等の取扱いに関しては、「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」第3条第1項の規定において、適用除外電子記録移転権利同様、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イ(1)から(5)までに該当する者以外の者へ勧誘が出来ないこととされている。

一方で、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」においては、発行時の募集形態が私募等の取扱い等である電子記録移転権利については、取次型登録PTS業務での取り扱いができることとなっており、平仄が合わない等の指摘があったところである。

そこで、今般、取次型登録PTS業務において対象となる登録PTS銘柄の平仄を合わせるため、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」及び「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則の考え方（ガイドライン）について」において、以下のとおり改正を行う。

- (1) 「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の一部改正

① 登録 PTS 銘柄の定義において、正会員が規則第 19 号で規定する取次型登録 PTS 運営業務を行う場合に限り、当該取次型 PTS 運営業務においては電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」（以下「引受規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する私募等の取扱い等を行ったもの及び適用除外電子記録移転権利を除くこととする。
(第 2 条第 1 項第 1 2 号)

② 登録 PTS 運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録 PTS 銘柄に追加する場合に記載する、発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項から、引受規則第 3 条第 1 項に規定する私募等の取扱い等を行った電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を登録 PTS 銘柄に追加する場合を除くこととする。
(第 7 条第 2 項第 2 号)

(2) 「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則の考え方（ガイドライン）について」の一部改正について

① 取次型登録 PTS 運営業務を行う場合、当該取次型 PTS 運営業務においては電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」第 3 条第 1 項に規定する私募等の取扱い等を行ったもの及び適用除外電子記録移転権利を除くのは何故かについて明確化した。

(第 2 編：登録 PTS) 【第 2 条第 1 項第 12 号（登録 PTS 銘柄）関係】 Q2

② 令和 5 年改正金商法（書面交付のデジタル化関係）の施行を踏まえ、「契約締結前交付書面」の文言の修正を行う。

(第 1 編：認可 PTS 及び第 2 編：登録 PTS) 【第 13 条関係（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】 Q2

3. 施行の時期

この改正は、2026年3月16日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

一般社団法人 日本 STO 協会

自主規制企画・業務部（TEL 03-6272-8327）

以 上

「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の
一部改正について

2026年3月16日

改正後	改正前
<p>私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (現行どおり) 1～11 (現行どおり) 12 登録PTS銘柄 <u>電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利</u> (ただし、正会員が第19号で規定する取次型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該取次型PTS運営業務においては電子記録移転権利のうち「<u>電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則</u>」(以下「<u>引受規則</u>」という。)第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行ったもの及び適用除外電子記録移転権利を除く。)のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第7条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項 (<u>引受規則第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行った電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利を登録PTS銘柄に追加する場合を除く。</u>) 3～5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、2026年3月16日より施行する。</p>	<p>私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (省 略) 1～11 (省 略) 12 登録PTS銘柄 電子記録移転権利 (ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録PTS運営業務においては<u>電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利とする。</u>)のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。</p> <p>(発行体との契約締結)</p> <p>第7条 (省 略) 2 (省 略) 1 (省 略) 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項 (<u>適用除外電子記録移転権利を登録PTS銘柄に追加する場合を除く。</u>) 3～5 (省 略)</p>

「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する
規則の考え方（ガイドライン）について」の一部改正について

（改正部分は下線のとおり）

令和 5 年 6 月 30 日

令和 6 年 11 月 21 日（改正）

2026 年 3 月 16 日（改正）

一般社団法人日本 STO 協会

改正 後	改正 前
<p>現行どおり</p> <p>（第 1 編：認可 PTS）</p> <p>【第 13 条関係（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】</p> <p>Q1： 現行どおり</p> <p>A1： 現行どおり</p> <p>Q2： 現行どおり</p> <p>A2： 認可 PTS 銘柄が上場有価証券では</p>	<p>「私設取引システムにおける電子記録移転権利等の取引等に関する規則」（以下「規則」といいます。）の考え方は、以下のとおりです。</p> <p>（第 1 編：認可 PTS）</p> <p>【第 13 条関係（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】</p> <p>Q1： 省 略</p> <p>A1： 省 略</p> <p>Q2：規則第 13 条第 2 項に関し、認可 PTS 取引正会員はどのように説明を行うことが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。</p> <p>A2： 認可 PTS 銘柄が上場有価証券では</p>

ない旨を契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前の情報提供を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等の非上場認可 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

(第 2 編：登録 PTS)

【第 2 条第 1 項第 12 号（登録 PTS 銘柄）関係】

Q1： 現行どおり

A1： 現行どおり

Q2：取次型登録 PTS 運営業務を行う場合、当該取次型 PTS 運営業務においては電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」第 3 条第 1 項に規定する私募等の取扱い等を行ったものを除くとしているのは何故か。

ない旨を記載した契約締結前交付書面等により説明することが考えられます。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。

その他、上場有価証券と流動性や情報開示の内容・頻度に違いがあること等の認可 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、契約締結前交付書面に記載する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます。

(第 2 編：登録 PTS)

【第 2 条第 1 項第 12 号（登録 PTS 銘柄）関係】

Q1： 省 略

A1： 省 略

新 設

A2：電子記録移転権利のうち「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」（以下「引受規則」という。）第3条第1項に規定する私募等の取扱い等を行ったものについては、適用除外電子記録移転権利同様、その投資家の範囲が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2第1項第1号イ(1)から(5)までに該当する者とされており、当該投資家以外の者への移転が禁止されていることから、現時点において、これらの投資家へ販売された電子記録移転権利等が、取次型登録PTS運営業務の対象となる可能性はないとの意見が正会員から寄せられたためです。

将来的に、電子記録移転権利の私募等の取扱い等に関し、引受規則の見直しを行った場合は、当該取扱いも見直す可能性があります。

【第13条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

Q1： 現行どおり

A1： 現行どおり

Q2： 現行どおり

【第13条（上場有価証券等との誤認防止措置）関係】

Q1： 省 略

A1： 省 略

Q2：規則第13条第4項に関し、登録PTS取引正会員はどのように説明を行うこ

<p>A2：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び非上場認可 PTS 銘柄ではない旨を<u>契約締結前の情報提供の情報に含めて提供する等により説明することが考えられます</u>。顧客が特定投資家であり、契約締結前の情報提供を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。</p> <p>その他、前記 A1 の①～④の登録 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、<u>契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます</u>。</p>	<p>とが考えられるか。また、特定投資家にも説明を行う必要があるか。</p> <p>A2：登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではない旨を<u>記載した契約締結前交付書面等により説明することが考えられます</u>。顧客が特定投資家であり、契約締結前交付書面の交付を要しない場合でも、説明を行うことが必要です。</p> <p>その他、前記 A1 の①～④の登録 PTS 銘柄取引に固有のリスク等について、<u>契約締結前交付書面に記載する等の適切な方法により説明を行うことが望ましいと考えられます</u>。</p>
--	---

以 上